

日光市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月30日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- 1 監査の対象 都市計画課、建設課、維持管理課
- 2 監査の期間 令和5年3月1日～令和5年3月13日
- 3 監査の結果 別紙のとおり

令和4年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

都市計画課

4 監査の期間

令和5年3月1日～令和5年3月13日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年12月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 随意契約は、手続が簡略で事務負担も少なく、技術、経験等を有する相手方を選定し、適正履行の確保が期待できるが、法令等に規定する随意契約要件に該当しないものは競争入札によることを常に念頭に置き、より一層、適正かつ効果的な契約事務の遂行に努められたい。

(2) 公共交通については、自家用有償バスやデマンドバス等により地域の実情に合致した形態により取り組んでいるが、その経営は厳しい状況が続いている。高齢化率が上昇し続けている日光市において、公共交通の役割はより重要性を増すため、利便性の向上策を図りながら維持されたい。

令和4年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

建設課

4 監査の期間

令和5年3月1日～令和5年3月13日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年12月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 随意契約は、手続が簡略で事務負担も少なく、技術、経験等を有する相手方を選定し、適正履行の確保が期待できるが、法令等に規定する随意契約要件に該当しないものは競争入札によることを常に念頭に置き、より一層、適正かつ効果的な契約事務の遂行に努められたい。

令和4年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

維持管理課

4 監査の期間

令和5年3月1日～令和5年3月13日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年12月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 随意契約は、手続が簡略で事務負担も少なく、技術、経験等を有する相手方を選定し、適正履行の確保が期待できるが、法令等に規定する随意契約要件に該当しないものは競争入札によることを常に念頭に置き、より一層、適正かつ効果的な契約事務の遂行に努められたい。

- (2) 限られた予算による市道の維持管理は、市道延長が約 1,450km と膨大であるため困難な状況になりつつある。緊急性、危険性、重要性等を考慮した幹線道路、生活道路並びに地域密着道路などの道路特性に応じた補修及び管理方法により維持管理に努められたい。
- (3) 分譲地においては、道路、調整池、公園等の施設劣化が進みその対策が必要であるが、市が対応すべきもの、支援によるものなど課題と対策を整理し対応されたい。